

むつ市議会第262回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和6年11月25日（月曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第4 議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例

第5 議案第83号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第6 議案第84号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

第7 議案第85号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第8 議案第86号 むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例

第9 議案第87号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第10 議案第88号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

第11 議案第89号 指定管理者の指定について

（むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのもの）

第12 議案第90号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

第13 議案第91号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

第14 議案第92号 市道路線の認定について

第15 議案第93号 市道路線の変更について

第16 議案第94号 市道路線の廃止について

第17 議案第95号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）

第18 議案第96号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）

第19 議案第97号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）

第20 議案第98号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）

第21 議案第99号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

第22 議案第100号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第23 議案第101号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第24 議案第102号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

第25 議案第103号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて

- 第26 議案第104号 令和6年度むつ市一般会計補正予算
- 第27 議案第105号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第28 報告第 23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和6年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	代 査 委 員	齊藤秀人
選挙管理 委 員 会 長	畑中政勝	農 委 員	坂本正一
総務部長	吉田由佳子	総務部 シタ 推 進	藤島純
総務部 管 理 機 監	畑山勝利	政 策 推 進 長	角本力
財務部長	松谷勇	市民生活 市 部 長	石橋秀治
健康福祉 部 長	斉藤洋一	健 康 推 進 監	畑中美雅
産業政策 部 長	伊藤大治郎	都 市 整 備 長	木下尚一郎
建設技術 部 長	小笠原洋一	川内庁 所 長	杉山郷史
会 理 計 者	中村智郎	選 挙 管 理 委 員 会 長	野坂武史

監事	委員	小田晃廣	農業局長	立花一雄
查務	局長		員局	
局長			策	
教育部長		福山洋司	農委事務	畑中涉
			政理	
水道局長			教委事務	
下市生理		中村久	施設	
野所			術	
協野所		山崎拓也	畑庁舎	松本邦博
策副			長	
務室		立花幸一	も部長	上林妙子
務室			部長	
務主任		佐々木大	課長	鈴木明人
務主任			務課	
			務	川畑千菜美
			務	
			務	

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	石田隆司
主幹	瀧川紋子	主任	畑中佳奈
主任	瀬角朋也		浜端快

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡幸夫） ただいまからむつ市議会第262回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、配信しております報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、10月18日に航空自衛隊大湊分屯基地の視察に参加した議員19名について並びに10月31日及び11月1日に第14回全国原子力発電所立地議会サミットに参加した議員5名については、会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、議長が参加議員の派遣を決定しておりますので、ご了承願います。

次に、本日この後、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票の投函漏れについて、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富岡幸夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、9番富岡直哉議員及び19番佐賀英生議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの25日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国

民審査において、不在者投票の投函漏れの事案が発生いたしました。この件につきまして、選挙管理委員会からご報告申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 去る10月27日に執行されました第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票において、小選挙区、比例代表及び最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票用紙94名分の投函漏れが発生したことにつきまして、ご報告させていただきます。

まずは、今回の投函漏れにより有権者94名分の大切で貴重な票が投函されず、無効となってしまいましたことを、心からお詫び申し上げます。

それでは、投函漏れが発生した経緯等について申し上げます。

10月27日午後9時から衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票作業を進めていたところ、投票者総数と投票総数に、大きな乖離があることに気づき、調査した結果、市選挙管理委員会事務局において受理した不在者投票の投票用紙の一部が投票箱に投函されていなかったことが判明いたしました。

これらの票につきましては、公職選挙法第40条及び公職選挙法施行令第65条の規定により、投票締切りの午後8時までに投票箱に入れられていなかったことから、無効の扱いとなったものであります。

今回の事案が発生した原因についてであります。10月27日に到着した不在者投票の投函処理作業中に、追加の配達がある旨の連絡があり、追加分と併せて処理しようとして作業を中断し、その票を施錠できるキャビネットに一時保管いたしました。

その後、追加で届いた不在者投票を処理、投函

しましたが、同時に他の作業も進めていたため、一時保管した投票用紙の投函を失念したものであります。

この事案を受け、市のホームページにて事実の公表をさせていただくとともに、報道各社に対し記者発表を行いました。

また、投票が無効となりました94名の皆様に対しましては、個別に謝罪の文書を送付させていただきました。

公平・公正が求められる選挙事務を執行するに当たり、今回このような重大な事案が発生させてしまい、改めまして、心よりお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう、開封作業から投函までを一連で完結させることの徹底、担当職員の専従化、マニュアルの整備など再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。3番佐藤武議員。

○3番（佐藤 武） 1点お尋ねしたいと思います。

今回の事案というのは、やはり選挙においてはあってはならないということだと思っています。選挙事務の円滑化という観点だけではなくて、これが小さい地域、例えば市議選とかになると、当落を左右するような数だと思っています。約100ですから。ですから、今後は対策を十分取っていただきたいということで、94名の方に個別に謝罪をしたということなのですが、謝罪された方からの反応は、あるいは意見がありましたらお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） 佐藤議員のお尋ねにお答えいたします。

記者発表を行った翌日から、電話、メール等を合わせまして4件の問合せ等がございました。た

だ、内容のほうを確認させていただきましたところ、やはり自分の投票した票が不安であるという声が非常に多かったということになっております。そして、その内容につきましては、自分は投票所に行ったという話でしたので、不在者投票ではなくて、期日前投票に行った方でありました。

ただ、いずれにいたしましても、公正、公平が求められる選挙におきましてこのようなことがあったことは、非常に申し訳なく思っております。

そして、文書のほうを発送させていただいた後に、94名の方からは、問合せ等はありません。

以上になっております。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。14番 中村正志議員。

○14番（中村正志） 何点か、確認も含めましてちょっとお聞きしたいと思いますが、まず不在者投票分の票というのは、到着したその日に投票箱のほうに投函するのかどうかということをもう一度確認させていただきたいと思います。

あと、今報告を受けましたけれども、この27日の詳しい時系列のほうをもしきちんと押さえているのであればお教え願いたいと思います。いつ作業して、やめて、次に到着したやつをいつ作業したのかというようなところで、もし時系列で分かればご説明をお願いしたいと思います。

また、これらの作業というのは何人でやっていたのか。また、これらの作業が終了したときの報告ですとか手続、あるいは書面での確認とかというのはあったのか。

一部最後のほうに書かれてありますけれども、このたびの事例、事案を受けまして、マニュアルを直すということではありますが、具体的にどういうふうなところを直すのか、またその見直しのほうは現時点で済んでいるのかどうか、併せてお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（野坂武史） 中村議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、お尋ねの1点目、不在者投票の投函につきましては、到着しまして、投票日当日まで選挙管理委員会で保管しておきます。そして、投票日当日の朝に開封し、投函すると。そして、その投票日当日にも不在者投票が到着いたしますので、それらを開封し、投函するという流れになっております。そして、今回の投函漏れのあった票につきましては、当日届いた分の一部ということになります。

そして、今回の件の時系列ということで、まず今1点目でご説明いたしましたけれども、当日届いた不在者投票の用紙がございます。そして、午前と午後に届いたものを当日処理いたしました。そして、午後3時過ぎ、4時近くになりますけれども、処理し、投函しようとしたところ、その日にもう一回郵便での不在者投票の配達があるという連絡が郵便局からありました。その連絡を受けまして、一緒に投函しようということで、それまでの作業をしていた票を施錠できるキャビネットのほうに保管したものでございます。そして、追加の投票用紙が6時頃到着いたしまして、そちらの票のほうの開封作業、そして投函作業を行いました。そうしたところ、担当の職員が同時にほかの作業ということになっておりますが、この作業を具体的にお話しさせていただきますと、開票所での投票箱の受付業務のほうも受持ちしております。それらの業務を進めておったということですから、それもあまして時間ぎりぎりになってしまったことから、今回の後で届いたほうの票は投函したものの、その前に処理を途中で止めたものは投函することを失念してしまったということになっております。

そして、何人でということでのお尋ねであります。不在者投票の業務につきましては、通常5

人で行っております。

そして、投函した手続等ということがありますが、特に手続等はありません。流れといたしまして、不在者投票は二重になった封筒に入ってきますので、不在者投票を処理するメンバーでまずは外封筒を開封します。中封筒を取り出しまして、中封筒を開けます。そして、中から投票用紙を取り出す担当がいますので、取り出します。籠に集計いたします。それを指定投票所、選挙当日は第9投票区が指定投票所に当たりますので、こちらのほうで投票箱に入れるということになっており、特に確認作業ということはありませんでした。

マニュアルの整備等についてですけれども、マニュアルも現時点では特にないという状況でございました。

そして、これを今どのように検証しているのかということで、今中村議員からもお話ありましたとおり、投函した票を選挙管理委員会のほうでも確認できるというシステムにはなっておりませんでしたので、不在者投票の処理グループのほうで投函したら、それが何票を不在者投票を受け付けて、何票を投票箱に入れたというようなペーパーを作成し、それが最終的に選挙管理委員会の事務局へ回ってくるような流れにできればなっております。

そしてまた、投票する際には、併せまして投票用紙の集計機を1回くぐらせると、受付した票数と投函した票数の整合性が取れるものではないかということで、現在それらも含めたマニュアルの作成を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第28 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第4 議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例から日程第28 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの25件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） ただいま上程されました24議案1 報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第82号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、持続可能なまちづくりに向けた市の重要施策の取組をさらに推進させるため、現在の子どもみらい部の「子ども」の表記を平仮名表記に改める名称変更を行うとともに、産業政策部を農林水産部及び商工観光部に、都市整備部及び建設技術部をまちづくり推進部に、それぞれ再編するものであります。

次に、議案第83号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県国民健康保険運営方針において、令和7年度までに県内市町村の国民健康保険税の賦課方式を統一することとされたことから、国民健康保険税の介護納付金分の算定方式を、所得割額及び被保険者均等割額の2方式から、世帯別平等割額を加えた3方式にするためのものであります。

次に、議案第84号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、

来年4月1日から正津川小学校を大畑小学校に統合することに伴い、条文整備をするためのものです。

次に、議案第85号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、むつ市体育協会がむつ市スポーツ協会に名称変更したことに伴い、条文整理をするためのものです。

次に、議案第86号 むつ市犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、犯罪行為により被害を受けた犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、見舞金制度の導入をするものであります。

次に、議案第87号 むつ市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準を緩和するほか、所要の条文整備をするためのものです。

次に、議案第88号 むつ市水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるほか、市における専用水道の設置見込みがないことから、専用水道の水道技術管理者に係る規定を削除するためのものです。

次に、議案第89号 指定管理者の指定についてですが、本案は、むつ市ウェルネスパーク外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

次に、議案第90号及び議案第91号についてですが、これら2議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合につい

て、構成団体であります西北五環境整備事務組合が来年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものです。

次に、議案第92号 市道路線の認定についてですが、本案は、既存の市有道路を市道として管理する等のため、7路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第93号 市道路線の変更についてですが、本案は、国道338号大湊Ⅱ期バイパスの整備等により、3路線の起点又は終点を変更するものであります。

次に、議案第94号 市道路線の廃止についてですが、本案は、国との併用林道協定の解除等により、2路線を廃止するものであります。

次に、議案第95号から議案第98号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてですが、これら4議案は、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、それぞれ定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

次に、議案第99号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてですが、本案は、本年12月14日をもって任期が満了となります齊藤秀人氏の後任として氏家剛氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第100号及び議案第101号のむつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてですが、これら2議案は、本年12月19日をもって任期が満了となります田中志昌氏及び来年1月15日をもって任期が満了となります長岡俊成氏の両名を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第102号及び議案第103号のむつ市固

定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月22日をもって任期が満了となります川向常寛氏の後任として蛭名芳徳氏を選任し、また、同日をもって任期が満了となります下山益雄氏を再任いたしたく、提案するものであります。

この度の任期をもちまして勇退されます監査委員の齊藤秀人氏、固定資産評価審査委員会委員の川向常寛氏は、長年にわたり、同委員として地方自治の発展にご尽力されました。ここに両名の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第104号 令和6年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、4,333万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、429億1,460万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。総務費では、手続の簡略化により市民サービスの向上を図るため、市税等口座振替推進事業費を計上しておりますほか、財政調整基金積立金を計上しております。

民生費では、介護施設等の大規模修繕に併せて介護ロボット・ICT等の導入を行う事業者に対して補助金を交付する施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金を増額しております。

衛生費では、合併処理浄化槽の普及推進を図るため、合併処理浄化槽設置工事に係る補助金を増額しております。

農林水産業費では、大畑漁港及び脇野沢漁港の施設整備に係る負担金を計上しております。

教育費では、市内児童生徒の文化、芸術、スポーツ活動における東北大会や全国大会等への参加に要する経費を補助する子ども夢育成基金事業費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。

国・県支出金では、歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、市債では、国庫支出金との関連において借入見込額を調整しております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことから、浜奥内地区漁港施設機能強化事業、大畑地区公民館改修事業について繰越明許費を設定しておりますほか、脇野沢流通センターリニューアル事業、市道等維持事業、舗装長寿命化修繕事業及びむつ市ウェルネスパーク、むつ市総合アリーナ指定管理料について債務負担行為を追加しております。

次に、議案第105号 令和6年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、修繕費及び工事費の増加に伴い補正するもので、収益的収入及び支出のうち支出において1,175万9,000円を増額しておりますほか、資本的収入及び支出のうち支出において3,831万3,000円を、収入において1,760万円をそれぞれ増額しております。

次に、報告第23号についてであります。これは、令和6年度むつ市一般会計補正予算でありまして、本年10月の衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙執行の準備に急を要したほか、令和6年度が発行期限となっている合併特例債の有効活用を図るため、執行残が見込まれる既存の充当事業から一部を他の事業へ充当替えすることとしたことから、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました24議案1報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わ

ります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明11月26日から29日まで並びに12月2日及び3日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、11月30日及び12月1日は休日のため休会とし、12月4日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時30分 散会